

「職場つみたてNISA」利用規約 奨励金に関する附則雛形
(天引き方式)

(奨励金)

第1条 本制度の利用者が附則第2条に定める事項に同意した場合、事業主は本制度の利用を奨励する目的で職場つみたてNISA手当として以下のとおり支給する。ただし、奨励金は給与所得として課税対象となる。

利用者1名あたり一律毎月●円/

(参考)

各利用者の拠出金の●%

勤続○年以上 月額●●●円

勤続○年未満 月額▲▲▲円/

2 奨励金の支給は、利用者の毎月の給与若しくは報酬又は賞与から天引き方式により拠出が確認された翌月の給与支給日とする。

3 利用者が、利用規約第5条第1項に規定する役職その他法令上報酬支給に事業主の株主総会その他機関決定を必要とする役職に就任している場合、奨励金の支給は、当該機関決定が適式になされていることを条件とする。

(拠出の確認)

第2条 利用者は、NISA取扱業者が利用者の本制度による取引の状況等を事業主に報告することについて同意し、NISA取扱業者へ「個人情報の取扱いに関する同意書」に署名し提出する。

or

利用者は、本制度による取引の状況等を毎月●●日までに事業主に報告する。

この附則案も、あくまで一例であり、この附則案に記載がないことは、その取扱いが不可ということを意味するものではない。

また、必要に応じ、事業主により、必要な事項を定めることを妨げるものではない。

職場つみたてNISA手当としているが、名称は特に決まったものではなく例示である。

奨励金の金額は、事業主において自由に決定することが可能である。

①利用者全員一律、
②拠出額に応じて決定、
③勤続年数に応じて決定等

上段は利用者が事業主に報告するのではなく、NISA取扱業者が直接、事業主に報告する場合の条文である。(天引き方式の場合はこちらが一般的になると思われる。)

下段は利用者が報告する形態の場合の条文である。

以上

「職場つみたてNISA」利用規約 奨励金に関する附則雛形
(口座振替・カード等決済方式)

(奨励金)

第1条 事業主は利用者に対し、本制度の利用を奨励する目的で職場つみたてNISA手当として以下のとおり支給する。ただし、奨励金は給与所得として課税対象となる。

利用者1名あたり一律毎月●円/

(参考)

各利用者の拠出金の●%

勤続○年以上 月額●●●円

勤続○年未満 月額▲▲▲円/

2 奨励金の支給は、拠出が確認された翌月の給与支給日とする。

3 利用者が、利用規約第5条第1項に規定する役職その他法令上報酬支給に事業主の株主総会その他機関決定を必要とする役職に就任している場合、奨励金の支給は、当該機関決定が適式になされていることを条件とする。

(拠出の確認)

第2条 利用者は、NISA取扱業者が利用者の本制度による取引の状況等を事業主に報告することについて同意し、NISA取扱業者へ「個人情報の取扱いに関する同意書」に署名し提出する。

or

利用者は、本制度による取引の状況等を毎月●●日までに事業主に報告する。

この附則案も、あくまで一例であり、この附則案に記載がないことは、その取扱いが不可ということを意味するものではない。

また、必要に応じ、事業主により、必要な事項を定めることを妨げるものではない。

職場つみたてNISA手当としているが、名称は特に決まったものではなく例示である。

奨励金の金額は、事業主において自由に決定することが可能である。

①利用者全員一律、
②拠出額に応じて決定、
③勤続年数に応じて決定等

支給の方法は年一括、月極、取引状況の確認前、後等各種パターンが考えられる。事業主と相談して決定いただきたい。

上段は利用者が事業主に報告するのではなく、NISA取扱業者が直接、事業主に報告する場合の条文である。

下段は利用者が報告する形態の場合の条文である。

以上